

ID: 90

担当部署: 福祉課

処分の概要	減免の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町介護保険条例施行規則 第17条		
例規番号	平成12年規則第28号		
【基準】			
第17条の規定による。 (減免の取消し)			
第17条 介護保険料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その措置を取消し、その旨を当該減免を受けた者に介護保険料減免取消通知書により通知するとともに、減免した介護保険料を徴収するものとする。			
(1) 偽りの申請その他不正の行為によって減免の措置を受けたとき。			
(2) 減免を受けた者の資力の回復その他事情の変化により、減免が不相当と認めたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日